

保安林に係る許可申請・届出の添付書類について

森林法に基づく次の許可申請及び届出（以下、「申請等」という。）について、森林法施行規則に基づき、下の表のとおり添付書類が必要となります。

- 立木の伐採許可申請（法第34条第1項）
- 立木の伐採許可を要しない場合の伐採届（法第34条第1項第9号）
- 択伐届、間伐届^{注1}（法第34条の2第1項、法第34条の3第1項）
- 作業許可申請^{注2}（法第34条第2項）

（注1）市町村へ届出（人工林の場合に限る。）

（注2）土地の形質変更等に係る事業計画書の添付も必要

添付書類 \ 区 分	法人	法人でない 団体	個人
位 置 図 (国土地理院発行 1/25,000～1/50,000 の地形図又はこれに準ずるもの)		○	
森林計画図(1/5,000) (伐採範囲、地番を示すこと) (※1) (※2)		○	
現況写真(遠景・近景) (※3)		○	
法人の登記事項証明書	○		
代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類		○	
住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類			○
他法令の許認可等に係る申請状況を記載した書類 (又は当該処分があったことを証する書類) (※4)		○	
申請等の対象となる森林の登記事項証明書 (これに準ずるものを含む) (※5)		○	
申請等の対象となる森林の土地所有者でない場合、当該森林を伐採する権原を有する書類 (※6)		○	
隣接する森林の土地所有者と境界の確認を行ったことを証する書類 (※7) (添付を省略することができる場合※8)		○	
その他県民局長が必要と認める書類		○	

- (※１) 伐採区域を示したとき、1 cm四方を下回る場合は拡大図（1/200程度）を添付してください。
- (※２) 申請等に係る保安林及び隣接する地番を記載するとともに作業を行う区域を赤色で示してください。
- (※３) 現況写真は遠景１枚、近景２枚以上とし、許可申請に係る区域及び地番を示してください。
- (※４) 他法令の許認可等に係る申請状況を記載した書類又は当該処分があったことを証する書類は次のとおりです。
- (1) 他法令の許認可等に係る申請の状況を記載した書類
 - (ア) 申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類
 - (イ) 申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類
 - (2) 処分があったことを証する書類は、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写し
 - (3) 許認可等には、国の機関の通達及び地方公共団体の条例、規則、通達によるものを含みます。
- (※５) 森林の土地の登記事項証明書に準ずる書類については、申請者又は届出者（以下、「申請者等」という。）が申請の対象となる森林の土地の所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類を添付してください。
- (※６) 申請者等が土地所有者以外の者である場合は、土地所有者の同意書又は委任状等を添付するとともに、行為地に申請者等以外の者が抵当権等の何らかの権利を有している場合にあっては、権利者の使用承諾書を添付してください。
- また、行為地が林野庁所管の国有林の場合は、所管の森林管理署の意見書又は使用承諾書を添付してください。
- (※７) 「隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類」については、申請等の対象となる保安林の行為区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであるため、境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取組状況を証する書類を添付してください。
- (※８) 境界確認書類は、次のいずれかに該当することが確認できる書類が添付された場合には省略可能です。
- ・ 路網の作設や施設の保守等のため、線状又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者等が隣接森林から距離を置いて伐採することを誓約する場合など、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
 - ・ 明確な谷や尾根等の地形、道路や柵等の地物により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界杭が存在している場合、立木への標示や林相により境界が明らかな場合など、隣接する森林の土地との境界が明らかな場合。ただし、添付された区域図等から伐採の区域と隣接する土地との境界を客観的に判断できない場合には、現地写真等を添付してください。
 - ・ 申請者等が国や地方公共団体、独立行政法人の場合であって、誓約書等の添付により伐採開始時までに境界確認を行うことを明らかにした場合。ただし、申請者等が過去３年の間に県民局長から保安林の立木の伐採又は作業許可に係る指導、勧告又は命令を受けている場合（県民局長が必要と認める書類により提供された情報により判明したものを含む。）は、添付の省略はできません。

申請等の詳細については、以下の窓口へお問い合わせください。

☐ 備前県民局	森林企画課森林保全班	電話(086)233-9832[岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町]
☐ 〃	東備地域森林課	電話(0869)92-5166[備前市、赤磐市、和気町]
☐ 備中県民局	森林企画課森林保全班	電話(086)434-7052[倉敷市、総社市、早島町]
☐ 〃	井笠地域森林課	電話(0865)69-1631[笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町]
☐ 〃	高梁地域森林課	電話(0866)21-2847[高梁市]
☐ 〃	新見地域森林課	電話(0867)72-9169[新見市]
☐ 美作県民局	森林企画課森林保全班	電話(0868)23-1384[津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町]

【備考】[]は担当エリア